

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会速記録

平成17年11月7日

農林水産省

平成17年11月7日

於・農林水産省7階講堂

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会速記録

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、総合食料局長あいさつ	1
1、議 事	
(1) 麦政策検討小委員会の報告について	6
(2) 米政策改革を巡る当面の状況について	16
1、米の先物取引に関するヒアリング	34
1、閉 会	50

開 会

吉井需給調整対策室長 予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様方の出席状況でございますけれども、大木委員、藤井委員が所用により欠席とのことでございます。立花委員、大蔵委員、吉水委員におかれましては若干遅れてお見えになるとの連絡がございました。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条の規定によりまして本部会は成立しております。

それでは、この後の議事進行につきましては八木部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

八木部会長 委員の皆様には本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、本日は「麦政策検討小委員会の報告」並びに「米政策改革を巡る当面の状況」等について御議論をお願いしたいと考えておりますが、その際に、これらの前提となります「経営安定対策等大綱」が10月27日に省議決定されておりますので、こちらについて最初に簡潔に御説明をいただくこととしております。また、これらについての御議論の後、「米の先物取引に関するヒアリング」をお願いいたします。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 それではまず、開会に際しまして、村上総合食料局長からごあいさつをお願いします。

村上総合食料局長 総合食料局長の村上でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。今部会長からお話がありましたように、今日は品目横断の経営安定対策等大綱の決定を踏

まえまして、麦政策の関係の小委員会の報告、それから、米政策改革に係る状況についての御審議、御議論、さらには米の先物取引に関するヒアリングということをお願いしているところでございます。

品目横断の関係につきましては、10月27日に、当面の農政改革の最重点課題ということで、その表裏一体をなしております米政策改革の関係と、それから資源・環境対策とあわせまして、10月27日に大綱として省議決定したところでございます。

麦でございますけれども、これは今年の12月の食糧部会で、加倉井座長から、麦政策検討小委員会の検討状況につきまして御報告をいただいたところでございます。今年の5月から検討していただいていたわけでございますけれども、経営所得安定対策等大綱の決定によりまして、担い手のあり方とか、それから品目横断的経営安定対策の具体的な姿ということが明らかになり、麦の取り扱いとの関係も明瞭になったということで、10月28日に麦政策検討小委員会が開催されまして、必要な整理を行い、最終的な取りまとめがなされたところでございます。内容につきましては、後ほど加倉井座長から御報告をお願いしたいと考えております。

いずれにいたしましても、担い手、経営安定対策の導入とあわせて所要の見直しをする必要があるわけでございますけれども、担い手の育成、それから民間流通の定着とかその徹底、国産麦の生産性の向上、品質改善、それから国際環境に対応した国内麦関連産業の競争力強化ということが非常に重要だというふうに思っております。

それから、米でございますけれども、米政策改革を16年から実施しておるわけでございますが、今回の経営所得安定対策等大綱の中で、米政策改革の推進対策につきまして大枠を決定すると同時に、19年度から実施を目指しております、新たな需給調整システムの大枠につきましても決定いたしております。

この需給調整システムにつきましては、7月の食糧部会におきましても、一度イメージというものをお示し申し上げたところでございますけれども、今回の大綱で決定しましたその大枠を踏まえまして、実際に具体的な事務の流れにつきまして、どういうふうになるのか、その考え方を御説明申し上げたいと思っておりますのでございます。

それから、その米政策改革、18年産の生産目標数量でございますけれども、これらを含めまして基本指針の見直しをする必要がございます。10月15日現在の作柄概況、それから、これを踏まえました当面の需給見通しなどにつきまして御説明したいと考えております。

19年から目指しております農業者、農業者団体が主役となるシステムへの移行、品目横断対策が19年から導入されることなども踏まえまして、米政策改革の一層の推進、そして円滑な次のシステムへの移行ということを目指す必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、米の先物取引の関係のヒアリングでございます。ちょっとしばらく間があきましたけれども、今日は生産者団体、それから米穀小売団体の各代表者にお越しいただきまして意見をいただくことになっておるところでございます。大変盛りだくさんでございますけれども、委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日は「麦政策検討小委員会の報告」と「米政策改革を巡る当面の状況」等を議題としておりますが、先ほども申し上げましたように、議題に入る前に、これらの議論の前提ともなるべき「経営安定対策等大綱」について最初に説明をいただきたいと思います。

その後、麦につきましては麦政策検討小委員会において、このたび取りまとめられました「今後の麦政策のあり方」について報告いただくこととしております。また、その際には当審議会としての一定の整理も行いたいと考えております。

次に、米につきましては新たな需給調整システムの具体的なイメージ、また10月15日現在の作柄を踏まえた当面の需給見通し等について、事務局から資料の説明をいただき、その後、委員の皆様からの御意見をちょうだいしたいと思います。

また、米の先物取引に関するヒアリングにつきましては、今回は生産者団体、米穀小売業団体の各代表者からそれぞれお話を伺いたいと考えております。限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、委員各位並びに事務局におかれましては円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、生産者団体及び米穀小売業団体の各代表者については、15時15分ごろにお越しいただくようお願いしておりますが、全体としては遅くとも16時までに終了する予定で進めたいと思います。このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず最初に、「経営所得安定対策等大綱について」事務局の方から資料の説明をお願いい

たします。

今井企画評価課長 官房企画評価課長の今井でございます。

それでは私の方から、10月27日に決定いたしました大綱の内容を簡単に御説明したいと思います。お手元に関係資料を3点お配りしております。参考資料の2と参考資料3、参考資料4の3種類でございます。参考資料3が大綱本体でございます、参考資料4が大綱の説明資料になっておりますけれども、ともにちょっと分厚いものがございますので、本日は参考資料2の一枚紙で私の方から説明させていただこうと思います。

この一枚紙を見ていただきますように、今回の大綱は3本の柱で構成されております。

まず第1番目の柱は、真ん中がございます「品目横断的経営安定対策」でございます。この政策につきましては、平成11年の食料・農業・農村基本法制定時からの懸案であった施策であるわけですが、本年3月の基本計画の策定時におきまして、概ねの制度の骨格は示されたわけでございます。その上で、19年からの導入、18年の通常国会に法案を提出という今後の手順も基本計画の策定時に対外的に示されていたわけですが、来年、通常国会の法案の提出の前提といたしまして、この秋に制度の仕組み、対象者の要件等を決めることとされていたものでございます。

その内容につきまして、そこにありますとおり、対策の内容といたしましては諸外国との生産条件の格差是正対策というものと、もう一つ下の方にあります収入の変動による影響緩和対策、この2つの柱で対策を講じていくということ。

1つ目の諸外国との生産条件格差是正対策の対象品目といたしましては、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ。支払いの内容といたしましては、過去の生産実績支払いというのと当該年の生産量・品質支払いというのをあわせて行っていくということで、これが「日本型直接支払い」と称する所以であるということでございます。

支払い水準につきましては、担い手の生産コストから販売額を引いたものとして客観的に算定していく。ただ、過去払い実績と当該年の数量支払いの比率をどうするとか、全体の予算額がどのくらいになるのかといった点につきましては、来年の夏に明示できるようにしていくということでございます。

2つ目の柱の、収入の変動による影響緩和対策の対象品目につきましては、諸外国との生産条件格差是正対策の品目に加えて、米が対象になるということでございます。

対策の内容といたしましては、当該年の減収の一定割合(9割)を支払うということで、拠出割合は政府3、生産者1ということでございます。

以上が対策の内容ですけれども、今回非常に議論がありましたのは、その対象者をどうするかということでございまして、担い手を対象にするということで、認定農業者については、北海道で 10 ヘクタール以上、都府県で 4 ヘクタール以上、それと一定の条件を備える集落営農を対象にするということで、その規模は 20 ヘクタール以上ということに決定いたしました。

ただ、それにつきましては地域に応じて適用する必要があるということで、そこにありますような中山間地域等の物理的制約に応じた特例、あとは転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織に対する特例、複合経営等所得に応じた特例、こういったものを講じていくということで、詳細につきましては先ほど言いました参考資料 3、参考資料 4 の方に説明してありますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が 1 つ目の柱ですけれども、2 つ目の柱は、左側の「米政策の見直し」でございます。これは対策の内容のところにも書いてありますように、今御説明いたしました品目横断的政策の導入、新たな需給調整システムの移行にあわせまして、16 年から講じております米の生産調整支援対策を見直すということでございまして、見直しの内容につきましては、その下に書いてありますように担い手経営安定対策、米価下落の 2 階部分の対策ですけれども、それは品目横断的政策の方に移行していく。

米価下落の 1 段目の対策であります稲作所得基盤確保対策、これにつきましては特に需要に応じた米の生産を支援するという機能、それを当面の措置として、産地づくり対策の中で一体化して講じていくというような内容にしているということでございます。

3 つ目の柱が、右側の「農地・水・環境保全向上対策」でございます。昨年の基本計画の中間論点整理でも、産業政策と地域振興政策というのは区分して実施していくべきなんだという政策の方向が示されたわけですけれども、今回、19 年産から、真ん中にあります担い手を対象とした品目横断的な経営安定対策を導入するのにあわせまして、地域振興施策的な性格を有する対策といたしまして、農地や水、環境を地域共同の取り組みで、保全、向上する対策というのを同時に 19 年から創設していくということの内容としたものでございます。

今後の対応といたしましては、その下の方に書いてありますように、真ん中の品目横断的な経営安定対策につきましては、来年の通常国会に今回の大綱で決められた要件等をもとに関係法案を提出する予定にしております、今作業を進めております。

それで先ほどもちょっと触れましたけれども、来年夏の概算要求の段階で、総予算額で

すとか、単価ですとか、そういうものが明示できるようにしていったら、全体3つの対策を19年から導入していくということで、これから作業を進めていくということでございます。

簡単ではございますけれども、大綱の説明は以上でございます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

麦政策検討小委員会の報告について

八木部会長 それでは、引き続きまして、本日の議題であります「麦政策検討小委員会の報告について」に議事を進めたいと思います。

麦政策検討小委員会につきましては、16年3月の本部会において、「今後の麦政策のあり方」については、専門的な見地に立った丁寧な時間をかけた検討が必要であるため、部会のもとに小委員会を設けて議論してはどうかということで、委員各位の御了承をいただきましたことから、16年5月に設置し、加倉井座長のもとで約1年半にわたり検討していただいたところであります。本部会からも数名の委員にお骨折りいただいたところですが、10月28日に開催された小委員会におきまして、小委員会としての最終的な取りまとめがなされましたので、座長をお願いしておりました加倉井委員からここで御報告をお願いしたいと思います。

加倉井委員 それでは、私から御報告させていただきます。

昨年12月の食糧部会において御報告させていただきましたように、麦政策検討小委員会につきましては、第10回の麦政策検討小委員会において提示した取りまとめ案について、担い手のあり方や品目横断的経営安定対策についての具体的な姿が決まっていない段階で、これらを前提とした取りまとめを行うことについては問題が多いという強い意見がありましたことなどから、座長の取りまとめ案として預らせていただいております。

また、その際、最終的な取りまとめにつきましては、品目横断的経営安定対策について具体的な姿が示された段階で、これについて検証を行った上で必要な整理をすることとしておりました。

こうした中で、品目横断的経営安定対策は、企画部会における議論を踏まえ、本年3月の基本計画において大枠が定められ、さらにこの10月27日、対策の加入対象者や対象品目等の具体的な仕組みについて、「大綱」という形で農林水産省において省議決定されました。

このため、麦政策検討小委員会の座長としましては、麦政策に深い関係を持つ品目横断的経営安定対策の具体的な姿が明らかになったものと考え、最終的な取りまとめを行うために、10月28日に小委員会を開催し、「今後の麦政策のあり方」として取りまとめたところであります。これは別紙で御覧いただくとおりであります。

それでは、ここで、本来ならば座長である私が読み上げるべきところですが、事務局の方から代わりに朗読をお願いしたいと思います。

太田食糧貿易課長 食糧貿易課長でございます。私の方から読み上げさせていただきます。資料は資料1でございます。

今後の麦政策のあり方

第1 新たな麦政策の構築に当たっての基本的考え方

麦は、国民の主要食糧として、日常生活において、パン・めん・菓子・味噌・押麦など多様な用途で使用され、国民が摂取するカロリー全体の約12%を供給するなど、食生活において大きな役割を果たしている。また、水田作地帯における転作作物、北関東・北九州等の水田営農における裏作作物、北海道の大規模畑作経営における輪作作物として、現状において、我が国の土地利用型農業の重要な作物として位置付けられている。

このように、麦は消費面・生産面で重要な位置付けにあり、「食糧管理法」から引き続き、現行の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(食糧法)においても主要食糧として位置付け、その時々の方政策的要請に応じ、各般の施策を講じることにより、麦の安定供給を図ってきたところであり、今後とも、国内産麦について需要に応じた良品質麦生産(政策性の向上を含む)を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保していく必要がある。

このような中で、現在、麦については、平成10年に策定された「新たな麦政策大綱」(麦大綱)に即した施策が実施されているところであるが、この麦大綱に基づく施策が実行に移されてから7年が経過した中で、

- ・ 国内産麦の生産状況を見ると、ほぼ全量が民間流通へ移行する一方、特に小麦は生産量が増加し、量的には15年産以降では既に食料・農業・農村基本計画(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。)における27年度の生産努力目標に到達しているものの、品質・生産性の向上が遅れていること

- ・ 麦加工産業について見ると、内外価格差が存在する中で、安価な小麦粉調製品等の

輸入が増加しており、原料調達面も含めたコストダウン等を通じた一層の国際競争力の強化や企業体質の強化に向けた取り組みが必要となっていること

・ 制度全体の運用面を見ると、麦会計は大幅な赤字が継続していること等の問題点が顕在化してきている。

また、食料・農業・農村をめぐる状況を見ると、農業の構造改革の立ち遅れなど危機的な状況が深化してきており、今後とも食料・農業・農村が我が国経済社会においてその役割を十全に果たしていくためには、思い切った農政改革に早急に着手し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める望ましい農業構造を確立することが必要となっている。

このため、本年3月に新たに策定した基本計画では、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換することとされた。特に、複数作物の組み合わせによる営農が行われている水田作及び畑作については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払いを導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策について必要性を検証することとされた。

麦についても、このような諸外国との生産条件格差の是正対策の対象とするとともに、収入の変動による影響の緩和対策の対象とすることとされた。

さらに、昨年7月末のWTO農業交渉において、市場アクセス・国内支持等について国際規律を強化する枠組みが合意され、この枠組みを前提に、より具体的なルールの方策に向けた交渉が、本年12月の香港における閣僚会議でのモダリティの合意に向けて大きく展開されているところである。また、東アジア諸国等と経済連携の強化に向けた交渉が行われており、その中で関税の撤廃等が議論されている。このような交渉の場においては、多様な農業の共存という考え方に基づいた我が国の主張を最大限反映させる取り組みを継続することが重要であるが、同時に、このような国際規律の強化や中長期的な貿易自由化（内外価格差の縮小等）の流れにも対応し得るような政策体系の構築が麦についても強く求められている。

以上のような状況を踏まえ、現行の麦の施策・制度全般について見直しを行い、担い手の育成・確保を通じた需要に応じた良品質麦生産、コストダウン等を通じた麦加工産業の

国際競争力の強化を図るとともに、麦会計の健全化等を目指すことが必要となっている。

第2 国内産麦対策の見直し

1 品目横断的経営安定対策の導入に伴う既存施策の整理

(1) 麦を含む複数作物の組み合わせによる営農が行われている水田作及び畑作に係る品目については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策を、別紙のとおり導入することとされた。

(2) この対策を麦について見てみると、小麦は品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦は品質・生産性の向上に加えて生産の安定化がそれぞれ課題となっている中で、単に面積に基づく支払いだけでなく、各年の生産量・品質に基づく支払いも実施することとされており、各課題の解決に資するものとなっている。

また、麦の生産状況を見ると、経営規模の小さい都府県の水田作地帯を中心として、個々に農業経営を行う農業者・法人のほか、集落農営・麦作集団が多数存在しているが、これらが果たしている役割を踏まえ、これらのうち、別紙の要件を満たすものについては対策の対象に位置付けられたところである。

(3) (1)のような品目横断的経営安定対策の導入は、以下のとおり、現行の麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、現行の国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保するという施策の基本的な方向性に即したものとする必要がある。

麦作経営安定資金は、麦大綱において、それまでの国による無制限買い入れから民間流通に移行するに際して生産者の経営安定等を図るための措置として、麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内産麦の生産コストに着目し設けられたものであるが、今回導入される品目横断的経営安定対策と機能が重複するため、これを廃止し、同対策へ移行することが必要である。

また、無制限買い入れについても、麦作経営安定資金を含めて農政全体の方向が品目別対策から品目横断的経営安定対策へ転換することにより、政府買入価格の持つ麦の再生産確保機能が新たな対策に代替される中、これを存置した場合、制度全体の整合性を保てなくなること、麦大綱においても、「民間流通の定着に伴い、政府買い入れの必要性は漸次薄れていき、最終的には不要となると考えられるが、民間流通が定着するまでの間は政府買い入れの途は残す」と整理されたが、民間流通については17年産において既に100%定着

した中で、この経過措置としての役割も終了したと考えられること等から、引き続き適正かつ円滑な民間流通を確保しつつ、廃止の方向で整理することが必要である。なお、これに伴い、国内産麦の売り渡しもなくなる。

(4) 麦大綱は、従来の無制限買入れの結果として、実需者のニーズが生産者に的確に伝達されず、需要と生産のミスマッチが大幅に発生していたため、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、無制限買入れから民間流通に移行し、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入することをその基本的な目的とした。このような民間流通に基づき実需者ニーズに応じた良品質麦の生産を推進するという方向性は今後とも変わることはないと考えられる。

その際、麦大綱の策定から7年間で民間流通が100%達成されたが、このように短期間かつ円滑に民間流通が定着化したのは、生産者や実需者の努力によるところが大きいものの、その背景には現行の食糧法に規定された内外麦に係る制度の枠組みがあったことも事実であり、このため、今回の品目別対策から品目横断的経営安定対策への転換に伴う麦に関する制度の変更に際し、無制限買入れの廃止についての生産者の不安感を払拭する必要があるとの意見も踏まえつつ、国内産麦について今後とも適正かつ円滑な民間流通が確保されるよう、麦の全体需給を示すなどその条件整備を図ることが必要である。

2 民間流通制度の見直し

(1) 民間流通制度の仕組みについては、その内容が専門的かつ実務的なものであるため、制度の見直しに当たっては、今後とも、生産者団体と実需者団体から構成される民間流通連絡協議会を活用するとともに、政府は、これらが円滑に運営されるよう、適切な指導等を実施することが必要である。

民間流通連絡協議会においては、昨年9月、市場原理の一層の徹底を図る観点から、現行の民間流通制度(全量播種前契約、競争制限的な入札制度(義務上場制、値幅制限、申込限度数量)、実績主義)の見直しが決定され、今後、現物取引の導入、義務上場制・値幅制限等の廃止、実績主義の見直し等について検討していくこととされた。

その後、本年4月に開催された民間流通連絡協議会において、18年産については、播種前契約の徹底、播種後における作付面積の確認、全国一律に設定されているアローワンス(播種前契約締結時において契約数量に設定した一定の幅)の地域の実情に応じた地方協議会での弾力的な設定について決定され、実行に移されたところである。

さらに、19年産以降については、契約の複線化(現物取引の導入、複数年度契約の試行

の導入)や、従来相対とされていた追加契約麦(アローワンスを超えたもの)への入札取引の導入、相対取引における実績シェアのみによる現行の仕組みの見直し並びに入札の仕組み(義務上場制、値幅制限等)の見直しについて検討を進めることとされたところである。これらについて、定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

(2)特に、加工原料としての麦の特性を考えると、今後とも播種前契約を基本とした仕組みとなると考えられる。このため、産地においては、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、17年産から、産地改革計画に基づき生産出荷計画を策定し、実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立、品質改善等に取り組んでいるところである。また、引き続き需要に応じた良品質で生産性の高い麦の生産に取り組むため、播種前契約の徹底を図るとともに、追加契約麦については、品目横断的経営安定対策への転換にあわせ、その取り扱いについて、今後、早急に検討する必要がある。

(3)さらに、品目横断的経営安定対策への転換にあわせて、品質改善を推進する観点から、品質評価の基準について、17、18年産の運用状況を見つつ、現行の品質区分の適正化を念頭に置きながら、生産実態・実需者ニーズを踏まえ、適切に見直しを行う必要がある。

(4)なお、民間流通麦に係る流通コストについては、民間流通への円滑な移行を図る観点から、当面政府がその負担を助成することと整理されたものであり、民間流通への完全移行という状況を踏まえ、本来のあり方に立ち返り、見直す必要がある。

3 農産物検査規格の見直し

農産物検査規格については、学識経験者及び関係者の意見を聴取しつつ、良品質麦の生産をより一層振興する観点から、容積重などの外形的要件に依っている品位等検査の見直し、成分検査項目の拡充など成分検査の見直しを検討することが必要である。

既に、春まき小麦については、独自の形質規格を設定し、17年産麦の検査から適用しているところであるが、今後とも実情に応じた形質規格を設定していく必要がある。

4 新品種開発・生産対策の推進

(1)最近の消費者の安全・安心志向の高まりを背景に、国内産麦に対する需要が高まっており、国内産麦を100%使用した麦製品(パン・めん・押麦等)が増えてきている。このような国内産麦に対する需要をさらに拡大させるためには、実需者ニーズに応じた新品種を開発することが必要である。

なお、新品種開発においては、各地域段階の推進会議における新系統の選抜、品種化の決定に実需者が参画するなど、実需者ニーズに応じた新品種開発を一層推進することが必要

である。

(2) 国内産麦の現状を見ると、小麦については品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦については健康志向の高まりを背景とした需要の増加に対応するため、品質・生産性の向上に加えて生産の安定化が課題となっている。このため、地域の条件を踏まえた新品種の導入・普及や麦種の転換、産地におけるきめ細かな品質管理、早期収穫技術の導入・普及等により、麦種・用途ごとの実需者ニーズに応じた良品質麦の計画的生産を推進することが重要である。

またあわせて、個々に農業経営を行う農業者・法人、集落営農・麦作集団について、地域の実情に応じ、別紙の要件に沿って担い手を明確化し、これを育成していくことが重要である。

特に水田作地帯においては、地域水田農業ビジョンにおける地域の合意形成を通じて、担い手の積極的育成を図るとともに、これら担い手への麦作の集積の一層の加速化（作業受託に止まらず、農地の利用集積の加速化）さらには米等を含む麦以外の作物も含めた農地の利用集積も進めることが必要である。

第3 外国産麦の輸入及び売り渡し

1 国家貿易の維持

麦は国民生活上重要な品目であるため、国内産麦について適正かつ円滑な民間流通を基本とした施策を講ずるほか、需要量の9割近くを占める外国産麦について、その安定供給を図る必要がある。

このため、現在、我が国の需要に応えられる多様かつ良品質な麦を安定的に輸出できる国は、米・加・豪の3国（加・豪は輸出国貿易）であること、また、多様かつ良品質な麦を効率的かつ安定的に供給するためには、現在のインフラの整備状況に即した配船を行う必要があること等から、当面、引き続き、麦について国家貿易を維持することが必要である。

また、このような国家貿易は、麦に関する制度の基本的な枠組みとして、国内産麦の民間流通の定着に資してきたことに十分留意する必要がある。

このためにも、麦の全体需給を示すことなどにより、それに基づく国内産麦の生産及び民間流通の定着と外国産麦の安定的な供給を図ることが必要である。

2 備蓄制度の見直し

(1) 不測の事態に必要な数量については、従来2.6カ月とされていたが、他の輸出国からの代替輸入に要する期間が0.3カ月程度短縮化していること、過去最大の備蓄の取り崩

しは 1.8 カ月であったこと（平成 5 ～ 6 年のカナダでの船積遅延による取崩し）等を踏まえ、一定程度（例えば代替輸入期間の短縮分である 0.3 カ月程度）の圧縮が可能であり、このため、既に 17 年度末には、2.3 カ月分となるよう見直しを行ったところである。

（ 2 ）さらに、官民分担については、民間の在庫だけでは安定供給に支障を来す場合に、国が最後の出し手として放出することで安定供給を図るという考え方に立ち、通常時の需給操作に必要な在庫（例えば現行の民間のランニングストック 0.6 カ月分に現行の備蓄水準に係る民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準）は民間が保有し、不測の事態において通常時の需給操作に必要な在庫だけでは不足するものは備蓄として国が保有するという整理を行うことが必要である。なお、この整理については、制度全体の費用負担の削減の観点から、早急に行うことが必要である。

3 外国産麦の売り渡しの見直し

（ 1 ）外国産麦の流通については、港湾、サイロ等のインフラが整備されており、引き続き、このようなインフラの整備状況に即した計画的配送により効率的な物流を達成する必要がある。したがって、外国産麦の売り渡しについては、引き続き、麦加工産業の需要に即した計画的な買い付け、売り渡しを実施することが必要である。

（ 2 ）上記のように、麦については、当面、引き続き、国家貿易を維持することが必要であるが、一方で国家貿易では最新時点における実需者の多様なニーズにきめ細かく対応することに限度があることも事実であり、このため、このような実需者ニーズに対応できるようにする等との観点から、米や飼料用大麦について既に導入されている S B S 方式を、新たに麦についても導入する必要がある。

なお、S B S 方式の具体的な運用に当たっては、今後、関係者の意見を聴取しつつ、これを適切に実施する必要がある。

（ 3 ）外国産麦については、現在、国内産麦と同じく、毎年、標準売渡価格を定め、年間を通じて一定の価格で売り渡しを行っているが、この標準売渡価格については、

国内産麦については、無制限買い入れの廃止に伴い、これに基づく売り渡しもなくなること

標準売渡価格は、当初は消費者の家計ヘインフレの影響が及ばないようにすることを目的に導入されたが、

- a 現時点ではこのようなインフレは想定しがたいこと
- b 小麦粉価格も低下傾向で推移していること

c 現在、標準売渡価格の算定の根拠とされている品目は、家計における小麦粉と精麦のみであり、パン・めん類等の麦製品の大宗は対象となっていないこと

同じ主要食糧である米についても、既に標準売渡価格は廃止され、市場実勢に即した売り渡しが行われていること

等を踏まえると、その設定の根拠は現時点では見出し難いと考えられ、外国産麦についてもこれを廃止することが適当である。

標準売渡価格の廃止後における外国産麦の売り渡しについては、買付価格（輸入委託商社に支払う買入委託代金）に一定のマークアップを上乗せした売渡価格となるが、このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかについては、効率的な物流を達成する等の観点に立ち、決定する必要がある。

（４）なお、大麦については、売買逆ザヤが生じており、管理経費を賄うことができない状況にある。このため、売買逆ザヤの解消を初め適切なコスト負担の観点から、売渡価格を設定することが必要である。

（５）内麦助成金及び管理経費については、従来、コストプール方式の下、マークアップを充当してきたところであるが、さらに最近では多額の財政資金も投入しているところである。

マークアップについては、当面、引き続き、国家貿易等麦の制度運営に係る管理経費に充当する必要がある。

また、内麦助成金については、

国内産麦は、外国産麦に比べるとその比率は小さいものの、消費者の安全・安心志向の高まりを背景に需要が増加し地産地消が推進されている等、麦加工産業にとって重要な役割を担っていること

小麦・大麦は国家貿易により安定供給が図られているが、小麦と競合関係にある小麦粉・小麦でん粉等も国家貿易により管理されている。また、同じく競合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても、最近では輸入が増加しているものの、一定の関税が賦課されており、麦加工産業は、全体として相応の対外競争力を有していること

以上のような観点を踏まえ、従来から、実需者が内麦助成金について負担を行ってきたこと

厳しい財政事情を勘案する必要があること

等から、当面、引き続き、実需者の負担を求めることが妥当である。なお、その水準に

については、

国際規律の強化や中長期的な貿易自由化（内外価格差の縮小等）の流れにも対応し得るよう、麦加工産業の国際競争力の強化に十分留意したものとすること

麦に対する財政支出についても、今後の経済社会の変化等を踏まえれば、納税者負担についてさらに制約が強まることに十分留意することが必要である。

（６）品目横断的経営安定対策の導入は、麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、麦のマークアップの用途に関し、マークアップが実需者負担であり、ひいては消費者負担であることに十分留意する必要がある。

４ 管理コストの削減

管理コストの削減を引き続き図るため、例えば、保管料単価については、麦加工産業の利便性に配慮しつつインフラ条件の整ったサイロでの在姿渡販売を行っていることから市場メカニズムが働きにくい実態にあるが、倉庫業を取り巻く市場動向等を反映して定期的に見直しを実施することや、各港における港湾能力も勘案しつつ４万トン級の大型船を一層活用する必要がある。

第４ 麦加工産業対策の推進

上記のような制度全体の見直しは、国内産麦の品質や生産性の向上に大きく資するものであるとともに、国内産麦の持続的な生産に不可欠な麦加工産業の体質強化や国際競争力の強化を図ることとなるものであり、これらは最終的には消費者利益の向上にも資することとなる。さらに、このような麦加工産業の体質強化について、その自主的な取り組みを促進するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新の取り組みや、「産業活力再生特別措置法」の適用等を通じ、国内産麦を活用した新商品・新技術の開発、製造設備の集約等に対する支援を実施する必要がある。

以下は、経営所得安定対策等大綱の抜粋でございます。品目横断的経営安定対策部分についてのみ添付しております。これが先ほど申しました別紙になるものでございます。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

ただいまの報告内容につきましては麦政策検討小委員会の方で十分に御審議いただいた成果だと思っておりますけれども、何か特段の御質問等ございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの小委員会からの報告につきましては、委員の皆様からの御異論がなければ、この場で御了承いただいた上で、最終的にこれを審議会の報告とさせていただき、これから配付させていただきます「意見」をつけて、農林水産大臣に提出させていただきたいと思います。「意見」について、事務局の方で配付をお願いします。

特に読み上げませんが、お目通しをいただければと思います。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、審議会の報告として、これを農林水産大臣に提出したいと思います。

なお、本日は中川大臣が海外出張中のため、安倍官房長官が農林水産大臣の代理となっておりますが、その代理として後ほど宮腰副大臣がお見えになる予定ですので、副大臣がお見えになられたところで、直接これをお渡ししたいと思います。

また、麦政策検討小委員会については、本日の報告で一定の区切りがついたため、解散となるわけでございますけれども、座長をお務めいただいた加倉井委員はじめ関係委員におかれましては、1年半の長きにわたり御審議いただいたこと、大変感謝申し上げます。

米政策改革を巡る当面の状況について

八木部会長 それでは、引き続きまして、「米政策改革を巡る当面の状況」等について御議論をお願いします。事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

澤田生産流通消費統計課長 統計部でございます。

お手元の資料の参考資料5という資料に基づきまして、平成17年産水稻の作付面積及び予想収穫量ということで御説明させていただきます。10月15日現在ということでございます。

前回の食糧部会で、9月15日現在ということで御報告させていただきましたが、今回の10月15日というのは、全国的に収穫がほぼ終了しているという時期でございます。したがって、私どもの調査も実際に坪刈りをしまして、実測で測っているものがほとんどでございます。ただ、一部残っているところがございますので、その部分は予想ということでございます。前回と変わった部分を中心に簡潔に御報告させていただきます。

1 ページ目のところでございますが、まず面積でございますけれども、今回子実用ということで、前回青刈り含みということで御説明していましたが、実際青刈りだった面積を除いた部分、約 7000 ヘクタール除きまして、170 万 2000 ヘクタールということでございます。

次に作柄でございますけれども、前回、台風の話をさせていただきましたが、その後の推移としまして、全国的に高温に推移した。例えば 9 月の中旬で申しますと、全国的に平年の 2、3 度高かったというような状況がございまして、九州などではこれが高温障害として、被害として出てきたということでございます。それとあとウンカも久々に、トビイロウンカですけれども、大規模に発生したということがございます。ということで、九州は被害が発生した。それ以外は登熟が概ね順調ということでございます。

下に図がございまして、九州、ここが前回 99 という数字だったんですが、これが 94 ということで落ち込みまして、これが全国に響いて、前回全国の作況指数が 102 だったのが、今回は 101 ということでございます。

1 枚めくっていただきますと、詳しい情報が書いてございますが、その 3 ページに図がございまして各県の作況指数が一覧になってございます。ちなみに 101 以上という都道府県の数は 24 都道府県でございます。

あと詳しい資料があるんですが、7 ページを見ていただきますと、7 ページの一番右側に刈取済面積割合というふうでございますので、ここで見ていただきますと、10 月 15 日現在でかなり刈り取りが終わっているということがわかりいただけると思います。

それから、次の 8 ページ、9 ページ、ここは今各都道府県別に作況指数ということでお話ししましたが、さらに都道府県の中を気象などの条件の要因で、作柄表示地帯ということでさらに分けておりまして、それ別の作況指数もここに掲載してございます。

まためくっていただいて恐縮です。11 ページの参考 3 というところで、収穫量調査の流れというのがございます。この前パンフレットでちょっと御説明しましたが、私たちが実際やっている調査のプロセスを今回フローチャートで整理させていただきました。要は真ん中にありますように、飯用に供し得る米の選別ということでございまして、上にも書いてありますけれども、その全量を把握するという目的でこれをやりまして、農産物規格の三等以上で、かつ粒厚が 1.7 ミリ以上ということで把握しているということでございます。

簡単でございましたけれども、以上でございます。

高橋計画課長 引き続きまして、米の関係について説明させていただきます。

今の資料の次の……

八木部会長 ここで、説明の途中ではありますが、宮腰副大臣がお見えになりましたので、先ほどの「今後の麦政策のあり方について」、私並びに加倉井座長の方からお渡ししたいと思います。

意 見。

食料・農業・農村政策審議会においては、国内産麦・外国産麦を通じた新たな麦政策の構築を図るため、昨年5月、総合食料分科会食糧部会の下に麦政策検討小委員会を設置し、現行の麦の施策・制度全般について検証の上、今後のあり方について検討を行ってきたが、今般、同小委員会で取りまとめがなされ、これをもって別添「今後の麦政策のあり方」のとおり、本審議会の報告としたところである。

政府におかれては、今後、この報告を踏まえ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正等所要の措置の実施について万全を期されたい。

平成17年11月7日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典

〔「意見」手交〕

八木部会長 それでは、ここで宮腰副大臣から、一言ごあいさつをいただきたいと存じます。

宮腰副大臣 議事の途中に遅れて参りまして、誠に申しわけありません。ただいま食料・農業・農村政策審議会の御意見として、「今後の麦政策のあり方」を、八木審議会会長及び麦政策検討小委員会の加倉井座長からちょうだいをいたしました。

昨年5月に小委員会が設置をされまして以来、約1年半携わられた座長を初め、関係委員の皆様方におかれましては、本当に熱心に御議論いただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

農林水産省といたしましては、この御報告を踏まえまして、需要に応じた良品質で生産

性の高い麦生産の推進を図りますとともに、麦加工産業の国際競争力の強化を図るなど、国内産麦、外国産麦を通じた新たな麦政策体系を構築してまいる考えであります。

具体的には、品目横断的経営安定対策の導入に伴い、麦につきましても、麦作経営安定資金及び政府買い入れを廃止し、品目横断的経営安定対策に転換するほか、安価な小麦粉調製品の輸入増等に対応し、外国産麦の売り渡しの仕組みについても変更するなどの麦政策の見直しに全力を挙げて取り組んでいく考えでありまして、次期通常国会には、今ほどの御意見にもありましたとおり、品目横断的経営安定対策に関連する法律案の提出にあわせ、これらを盛り込んだ食糧法の改正案につきましても、これを提出すべく鋭意作業を進めてまいる所存であります。

委員の皆様方には、今後とも一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、簡単でございますが私からのお礼のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

八木部会長 ありがとうございました。

宮腰副大臣におかれましては、この後の御予定もあって伺っておりますので、退席なされますが、本日はお忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございました。

〔宮腰副大臣退席〕

八木部会長 それでは、引き続き資料の説明をお願いいたします。

高橋計画課長 計画課長でございます。

それでは、米につきまして引き続き3点ほど、資料は、先ほどの統計の作況の資料の次に右肩に「参考資料6」という一枚紙がございます。先ほどの10月15日現在の作柄を踏まえた当面の需給の見通しです。

前回10月7日の食糧部会のときにも、9月15日現在のものを踏まえて同様の説明をさせていただきました。右側のドラム缶のようになっているところの真ん中あたりを見ていただきますと、17年産米の生産量、先ほどの説明にありましたように906万トン。作況が1ポイント下がったので、前回911万トンから5万トンほど減っております。加工用の需要13万トンを除くと、主食用等への生産量は893万トン。これが向こう1年の需要、左側にある853万トンと40万トンほど上回っております。その40万トンの内訳として、豊作による過剰分が9万トン程度。これは前回9月15日現在では15万トン程度でしたが、作柄の減で6万トンほど減っております。

それ以外の要因、これは31万トン。これは配分の現場での単収が低いということ、あ

るいは生産調整がきちんと実施されていないということ、そういう要因がございます。

これを受けて今年の需給なんですが、一番右上のところを御覧いただきますと、作況 101 ということで、今年初めて集荷円滑化対策という豊作分を主食用から隔離する対策を 23 の道府県で発動いたします。仮にこれら対象道府県でこれまで準備を進めてきたとおり、的確に区分出荷が行われれば、9 万トン程度のうち 8 万トン程度は区分出荷できる見込みというふうに現時点で試算しております。この 8 万トンのうち、作況が 109 の北海道の区分出荷見込み分が 5 万トン程度は見込めるのではないかと考えております。

区分出荷が行われない数量、この 9 万トンと 8 万トンの差については、来年に持ち越されると考えますので、来年のそれぞれの該当都道府県の生産目標数量から削減するという事で考えております。

そういたしますと、そのすぐ左のところですが、17 年産米、この豊作による過剰分以外に 31 万トンほど過剰があるわけですが、民間在庫が 6 月末で 175 万トン。前年より 38 万トンも少ない。それから、政府米につきましては、まだ買い増し局面にございまして、40 万トンを基本に年内に買い入れ予定です。

こういったことからすると、先ほど申し上げたように豊作分の区分出荷が的確に行われれば、今年は概ね需給均衡が可能と考えております。むしろ課題は来年の問題でございまして、来年、こういう豊作以外の要因による生産過剰が出ないように十分生産量をコントロールしていく必要があるのではないかと。2、3 課題がございますが、これについては 11 月末の次回の食糧部会のときに、18 年産米の目標数量との関係で御審議いただきますので、この場では説明は省略させていただきます。

以上が 1 点目でございます。

2 つ目に、ちょっと資料があちこち行って恐縮ですが、新しい需給調整システム、まず参考資料の 3 をごらんいただければと思います。一番最初に企画評価課長が御説明した経営所得安定対策等大綱の本体でございますが、右肩に参考資料 3 という縦長の資料がお手元にあるかと思います。この参考資料 3 の 5 ページをお開きいただきますでしょうか。

5 ページからが、最初に企画評価課長が説明申し上げた三本柱のうちの 2 つ目の米政策改革の推進対策であります。1 の趣旨のところ、最初の (1) (2) (3) は経緯でございます。(4) をちょっと御覧いただきますと、最初に御説明したとおり、米政策改革の支援策、これはこの秋に大綱大枠を決定しましたので、詳細は来年度予算のときに詰めるということでございます。それから、(4) の 2 つ目のポツですが、この新しいシステムにつ

の追加供給、生産が必要か。そういうものも国の需給情報として新システムのもとでも提示していく必要があるかと思えます。

なお、ここで書いてある数字はあくまで例示です。

そうしますと、 ですが、次に都道府県別の翌年産米の需要量に関する情報。要は、
、 を使って、全国では翌年産米、これぐらいの生産が必要なのではないか。それをさらに都道府県別にはどうかという情報。これは の下に書いてある、ちょっと字がつぶれていますが、一定の算式。これは中はちょっと御説明申し上げる必要はないと思えますが、例えば去年ですと6対4とか、5中3というのを決めいただきましたが、今年はもっとそれを発展させた需要に基づく算式を新システムのもとでは確立して、算式ができていれば機械的にその算式に当てはめることで、この一番下のような県別の需要量に関する情報というのが、当面、明確かつ一定のルーチンのやり方で出てくる。これを配分ということではなくて、そういう情報を国として提供していくということでございます。

そうしますと、それを受けて1ページめくっていただきますが、12月には、11月に国の指針でそういう全国及び県に関する情報が提供されますと、例えばB県ならB県で、じゃあうちの県の客観的な需要実績に基づく需要量に関する情報というのは49万トンかと。それを受けてこれは今でも県別に、この真ん中にあるような第三者機関的組織で県や関係団体の入った協議会というのがございます。さらにその下にある算定方式というのも、極力需要実績を勘案する形で、各県で今16、17、18年の3年の間に確立していただくということをやっております。そうすると国から受けた情報をベースに、この第三者機関を使って一定の算定方式で当てはめると、同じように市町村別の需要量に関する情報というものは算定できるだろう。

次のページですけれども、流れが同じでございます。市町村段階にそういう情報が手元に来る。ここからが現場の関係が若干新しいシステムということで変わってまいります。今でも、このb地区地域水田農業推進協議会というのがありますが、ここに市町村、JA、その他の集荷業者や各種団体も参加して、いろいろな生産調整のやり方を決めております。

新しいシステムのもとでも、ここの役割は引き続き重要だと思っております。この枠の中に から と書いてありますが、ここでは地域での生産調整の基本方針、特に水田農業ビジョンと整合した大方針を決める。

それから、2つ目には、さらに市町村の中に生産調整方針作成者が、JAだけならもうJAの分だけですけれども、JA以外に大規模農家とか他の集荷業者がいる場合には、そ

それぞれごとの需要量というのはどれぐらいかというのを一定の算式で算出して情報提供する。

あるいは3番目に、管内の方針作成者、例えばJAがJA傘下の方針作成者に、これは目標数量というものを配分してもらおうと思っています。その時の一般的なルールみたいなものを御協議いただく。

いろいろ情報がずっと来ますが、行き着くところは、この5ページ目の真ん中からちょっと下にある、JA等の方針作成者別の需要量に関する情報、最後ここにまでブレークダウンされた情報が1から2月にたどり着いてくる。

例えば、「ろ」という方針作成JAは、自分のところの情報は4万8000トンだということを受けて、最終的にはその下の四角にあります。じゃあ自分のところで作った米はどれぐらい売れそうかということも踏まえて、JAには自分のところの生産目標数量を自ら決定していただきます。ここが初めて決定というところで、そこまでは羅針盤としての情報だと考えております。

その決定したものを、この「ろ」というJAは自分の傘下、方針に参加している農業者というのは個別に特定できますので、そこに何トンずつ配分するか、それはJAでお決めいただく。ただ、その指針となるようなことは、JA自身が参加した先ほどの推進協議会で協議されているということでございます。

そういう意味で、国、県、市町村からの情報提供を踏まえて、JAなどの方針作成者が自ら目標数量を決定する。そして傘下の農業者に配分する。ただ、その際この地域協議会というものが重要な役割を果たすという流れで、新しいシステムを考えているところでございます。

それから、最後にもう一点だけ、前回10月7日の食糧部会の宿題で、資料9というのをちょっとごらんいただければと思います。右肩に参考資料9という横長の資料ですが、これは藤岡委員から、昨年から今年にかけてセンター価格が下がっているけれども、小売の価格はどうかという御質問がございました。

まず1枚目ですけれども、これは9月段階で、16年産の価格を比較しております。左側の表は縦に7品種ほど並んでおりますが、16年産、去年の9月のときの入札価格、卸売価格、小売価格それぞれと、今年の新米、17年産米についての9月の価格を比較しています。

右の表にありますように、価格差はごらんのとおりです。比率としてみますと、例えば北海道のきらら397は、去年より入札価格は6.2%下がっていますが、小売価格は18%下

がっている。逆にあきたこまちは入札価格は6%下がっていますが、小売価格は2.2%と、ここは若干のこぼこがあります。山形はえぬき以下をざっと見ていただくと、入札価格の下げ幅と小売価格の下げ幅というのはそんなに大きく変わらない、同じような水準になっておりまして、概して言えば、センター入札価格、あるいは卸価格の下げというのは小売価格に何らかの形で反映されているかと思います。

もう一枚めくっていただきまして、もうちょっと長期的なケースで、2ページ以降に3品種ほど書いております。2ページ目は北海道のきらら397ですが、折れ線グラフが3つに分かれています。一番上が15年産、これが対前年比で価格がどれくらい上下したかというものです。一番上の15年産は不作で、価格は前年より相当上がりました。一番上の折れ線がセンター価格、2番目の点線が卸価格、その下が小売価格です。ここだけ見ていただくと、センター価格が上がって、1カ月ぐらいしてから卸・小売価格の上げ幅が大きいう意味では、センター価格の動きから1カ月ぐらいの変動のずれはあるようですが、総じて言えば一番上の15年の後半は変動が、特に卸・小売価格は一致してきている。15年はセンター入札は4月で打ち切ったために、その他のデータがありません。

以下同様に、真ん中あたりにあるのが14年産で、ここは対前年との関係では横ばいに近かったものです。入札価格、卸価格、小売価格は若干の幅の開きがありますが、同じような動きをしております。一番下が16年産でございます。

そういう意味で、この3本の線の変動ぐあい、若干振れのあるところもありますが、あともう2つの事例、3ページ目のあきたこまち、4ページ目の新潟コシヒカリを見ていただくと、かなり絡まるような形で変動しておりますので、入札価格というのも小売価格には総じて反映されているというふうに分析できるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの資料の説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、どなたからでも結構ですので御発言ください。

今井委員どうぞ。

今井委員 参考資料の3の先ほど説明がありました別紙4の図なんですけれども、中央にあります第三者機能的組織のところちょっと確認なんですけれども、「(市町村、JA等全方針作成者等)」とあるんですけれども、前々回の資料に、その「JA等全方針作成者」となっていたでしょうか。「全」というのが私ちょっと記憶にないんですけれども。その時

も意見を言わせていただいたんですけども、地元のこの第三者機関には方針作成者が関わっていないものですから、できれば、これから調整システムの説明が各地域で行われると思いますけれども、その時にその辺のところを強調して伝えていただきたいなと思います。

それから、農政事務所のかかわり方も、よくはわからないんですけども、こういう説明のときに大いに出て来ていただいて、これからの地域のあり方のときに、関わっていただけるような方向で協力をお願いしたいなと思いますので、その辺のところもよろしくお願いいたします。

八木部会長 少し追加の説明はありますか。

高橋計画課長 ちょっと「全」が7月に入ったかどうか確認いたしますが、いずれにしても考え方としては、まさに今御指摘あったように、方針作成者でも地域協議会にうまく参加できないという指摘を私も個別に多々受けております。今後の進め方としては、その県に方針作成者がどれぐらいの数いるかにもよりますが、そこに直接参加するなり、その意見がきちっと反映されるようにしてこそ、その協議会の機能がきちっと発揮されるかと思っておりますので、この秋から冬にかけてまた新しいシステムに向けた推進活動もしていきます。その際の非常に重点項目だと思っております。そういう方針で進めていきたいと思っております。

ちなみに、7月のときからこの「全」という文字は入っていました。それから地方農政事務所も、それは当然十分関わっていくようにということで指導してまいります。

八木部会長 よろしいでしょうか。

山田委員どうぞ。

山田委員 ちょっと用事がありまして、説明の前段を抜けたものですから恐縮でした。お聞きしたいんですが、参考資料の3の5ページについては御説明いただけたかどうかお聞きしたいと思います。

高橋計画課長 実は私も、山田委員がいらっしゃらなかった時に説明しているなという自覚はしていたんですが、5ページ目の(4)は、このとおりで説明いたしました。

山田委員 わかりました。ありがとうございます。あくまで新しい需給調整システムへ移行することを目指すことは、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上でということですので、私も改めてそこを確認しておきたかったわけであります。

それと、参考資料6の御説明はいただけましたでしょうか。

高橋計画課長 はい。

山田委員 そうすると質問ですが、参考資料6の、この豊作以外の要因による過剰分31万トンというのがございますね。その横に、「このうち配分単収の設定水準が低いことによるもの14万トン程度」というのがありますね。あと幾らですか、17万トンぐらいは余分なものがあるんですか。これはどういう原因なんですか。

高橋計画課長 端的には、先ほど生産調整がきちっとできていないことによる要因というふうに申し上げた次第です。

山田委員 ありがとうございます。そういう内容なんだろうということで我々も把握しているところであります。

ところで意見ですが、座長、済みません。こういう形で情報伝達を中心にしながら、とりわけその地域の売れる米づくりといえますか、ないしは需要のある米をきちっと生産していくという観点での新しいシステムに移行するという事は、一つの有力な方向なんだろうということで確認するわけでありまして。しかし、今それらについて過剰分の中の計画生産に取り組めないで出ている米の量が17万トンあるということ等が、結果として現行の価格の低落につながっているというふうに考えざるを得ないわけでありまして。ですから、これをいかに解消させるかということが大変重要になるわけです。

第1点は、情報伝達を中心にして新しいシステムを仕組んで、果たして大事な生産者の自覚や主体的取り組みというのは本当に出てくるのが可能なのかどうかということについて、先ほどありましたように今の仕組みの中でしっかり検証してかかる必要があるというふうに考えています。もちろん我々にとっては自分のことですから、自分達がしっかり対応するというのは当たり前なんですけど、圧倒的多くの利害が違う農業者がいて、それで生産して、情報伝達だけできちっと計画生産に行き着くかどうかということをお大変心配しているところであります。

第2点は、どうしても、先ほどもありましたように配分単収の設定水準の問題も含めて31万トンの過剰分が出てくるわけですね。豊作による過剰分については、今年度しっかり集荷円滑化対策をやるということだと思っております。その仕組みがありますから。その仕組みにのっかって精一杯対策をやるということですが、この31万トン部分の扱いが大変難しいというふうに思います。これらは最後に出てくる、売れ残って最後に出てくるわけですね。最後に出てくる米の扱いを一体どうするのかということだけ、よく仕組みの上でも考えないと、最後はもう売り競争になるという心配をするわけでありまして。そういう面で

の対策についての検証がどうしても必要だというふうに思います。

第3点は、結果としまして、来年こうしたことを起こさない、来年、再来年も含めて、新しいシステムに移行すれば移行するほど自覚と計画生産の取り組みを徹底するというようにしたにしても、現に余っている、在庫になって余っている分は、足を引っ張りかねない米なのだからどうしても計画生産の削減と、計画生産目標の削減という形で取りまざるを得ないわけです。今の事情からすると場合によったら、今年作付している面積よりも10万ヘクタールくらい減らさなければいけないという事態が生じかねないと思うんですね。この数字を見させてもらったら。とすると、改めてこういう配分の仕組みで可能かどうか。

第4点は、作物対策ですね。安定して作って、自分は米よりも麦、大豆だというふうにちゃんと判断できることを準備しておかないといけないわけだし、それから、最近のガソリンその他エネルギーの高騰事情からしますと、ほかの先進国が着実に取り組み始めておりますバイオマス、エタノール、ガスホール等々の対応を考えていかなければいけない、ないしは考えていくチャンスだと思うんです。やっておられないわけではなくて、いろんな試みはやっておられるということでありますけれども、この点の思い切った戦略的な作物対策が必要というふうに考えます。

以上、新しい仕組みとしてはわかりますけれども、仕組みに移行する本当に条件整備を徹底しないとだめだということを申し上げておきたいので、ぜひ対応方をお願いしたいと思います。

八木部会長 今の意見について事務局の方から何かありますか。高橋部長どうぞ。

高橋食糧部長 今も計画課長から御説明いたしましたように、19年産へのシステム移行を目指すために、18年度徹底した検証が必要であると。山田委員のおっしゃられるとおりだと思っております。この配分の問題につきましても、16年産そして17年産、それから、この下旬には18年産の御議論をいただくわけでありますけれども、私どもも例えば今年初めて個々の過剰分についての分析を行いまして、その内容等について豊作分、それからそれ以外による部分という形でお示しさせていただいております。

こういう情報をきちんと産地にも適切に、こういう形で出したものを御提供していく。やはり何にも増しまして必要な情報を提供していくということで、昨年よりもさらに一歩進んだ形での情報提供になるのではないかと考えております。このようなこととあわせて、その検証をきちんと踏まえていきたいと思っております。

八木部会長 藤尾委員どうぞ。

藤尾委員 参考資料の6ですが、ちょっと山田さんの話と似ているような感じがするんですが、需要量が853万トンで考えているわけですが、この16年から17年、18年にかけて大きく変わっていくというのは、いわゆる農家保有米。農家の人が保有米を食べるものも、売るものも、農協直売も含めて、その数量がだんだん大きくなってきている、系統集荷が年々減ってくるというような動きがあるわけですが、その点についてこの17年産は大体何対何ぼぐらいの割合で見ているか、あるいは18年産については今私が言ったようにいわゆる系統集荷がもっと少なくなってくるということについて、国の考え方をどのように考えているかお聞きしたいと思います。

八木部会長 計画課長。

高橋計画課長 需要量というか、御指摘は要するにこのうちこれが流通量、この中で農家の飯米とか縁故米もあるんですが、それを除いた流通量の中で農協直売とかそういう直売のものがどういう傾向になっていて、どう見通しているか。

まず17年産の前に16年産米で言いますと、これは今年の3月ないし7月の指針でもお示しましたが、端的に申し上げますと、農協からの直売は去年までが最大で80万トンぐらいだったものが、16年産米の場合は最大で100万トンぐらいまで伸びているというふうに考えております。それは7月の指針でも状況分析をしております。

それから、17年産米の状況はまだ全体像は見えないんですが、8月、9月ぐらいの出荷以降の我々の調査でとっているところでは、前年の9月までよりも農協直売というものは数量的には増えるような傾向にあるのではないかと。その数字は多分、今月もう一度やる11月の指針のときに数字をお示しできていると思っています。

それについてどうかということについてですが、私の個人的な考えを含めて端的に2つあるかと思えますけれども、一つは米政策改革の中で流通規制というのは、ほとんど撤廃をしまして、そこは直売とかそういうことは全く自由になっております。そういう創意工夫を生かすという意味では、いわゆる系統として全国団体を通じて販売するものとJA直売というのは、健全に競争するということはあっていいのかと思えます。

ただ、もう一つは実態として言えば、そういうふうに数量は増えているんですけれども、やはり直売ということになると、代金回収のリスクとかそういうものも自らしょわないといけないわけですから、実態としてはJAが自分で集めたものを全部が全部直売で単独で処理するというケースは多分なくて、あくまでも全国団体への系統販売があって、それと

の組み合わせでどこまで単独であるかという判断になっているのではないかと。そういう意味で今、一つの移行期のような形で若干数量はふえているかと思いますが、それぞれ単独販売、それから全国団体への委託販売とメリット、デメリットがあるかと思いますが、そういうことも含めてある程度のところで落ち着いてくる可能性もあるのではないかと考えています。

八木部会長 大泉委員どうぞ。

大泉委員 今日は米政策改革を巡る当面の状況ですので、いろんなところから切り口を入れていいんだろうというふうに勝手に解釈しまして御質問させていただきますが、一つは先ほどの5ページ、検証の問題ですね。検証の問題で一番重要な点というのは一体何なのかということをお教えいただければというふうに思っております。と言いますのは、例えば30万トンだとか40万トンの過剰米が出た場合に、これはあまりうまく機能していないから検証した結果だめだよという話になるのか、しかしある程度の過剰が出ていて、それで集荷円滑化対策がそれなりに機能していて、生産調整を実施しないことによって過剰米が出て、その結果として全体の価格が下がったというふうに言われるような場合でも、これは粛々として19年の新たな需給調整のシステムに移行するというふうに考えていいかどうか、その辺の整理をあらかじめしておいた方がいいのではないだろうか。

と言いますのは、大体大枠をつくったわけですから、大枠をつくって粛々と進めているときに、93年の不作のようなことがない限りは、よほどのことも起きないだろうと私自身は想定しているんです。そうなってくると19年からの新たな仕組みに移行するというところで現場の方ももう既に対応している。そういったことが攪乱される可能性もあるのかもしれないというふうに思っているものですから、その辺に関しては粛々と進めていただく方がありがたいと個人的には思っております。

それから、ちょっと二、三わからないところがあるんですが、新たな需給調整システムの概要に関しては、これは前回でしたか前々回でしたか、このスキームが出てきたとき、私はこれはわかりやすく結構なことだと。ただ、生産調整方針作成者に関してですが、これはJA等と書いてあるけど、しかし実際には、農業者や全集連系の方々達もいらっしゃるわけで、それが実際にここで調整することが現場で可能なかどうかということに対して危惧の念を申し上げた記憶がありますが、この辺はしっかりやっていただくということをお願いするよりほかないのでありますが、現場の方でくれぐれもこの辺はしっかりやっていただくように監視して欲しいなというふうに思っています。

それから、先ほど今井さんから御説明があった品目横断なんではありますが、私ちょっと認識、整合性がとれてないのかもしれませんが、最初のその対象者になるのは認定農業者というふうなことがございました。この認定農業者の資格要件が4ヘクタール、10ヘクタールですか、ということになるんですか。認定農業者アンドいろいろ要件を定めた人たちというふうになるのか。アンドなのか、あるいは認定農業者の中の一部なのかということをお教え願いたい。

さらには、私、今度の品目横断の経営安定対策に関してはいろいろなことを申し上げてまいりましたが、要するにセーフティネットになっているのかどうかという観点から申し上げていたんですが、しかし今回これとスキームとして出てきたのは、目標を設定してそこにたどり着こうよというある種努力目標を掲げて、それでセーフティネット型ではなくて、目標を達成するための支援政策として仕組まれているというふうに認識を実は新たにしているんです。そうなってくると、これは結構構造改革促進的に機能するのではないかと。とりわけ当該年の生産量、品質に基づく支払いのところ、これは黄色の政策を入れているということは生産刺激的になりますから、かなり担い手が規模拡大していくインセンティブになるんだろうというふうに思って評価を改めてしているんですが、そうなったときに、拡大していくときのプロセスとして過去の生産量に結びつく部分がございますね。その過去の部分が変化してきますよね。それに対してはどのようにお考えなのか。これ、目標を設定してそれにたどり着こうというプロセスを重視する考え方だと理解しますと、その辺に対する過去の生産数量をどのようにカウントするか、大分これは担い手をエンカレッジするかどうかということに影響を与えてくるのではないかと。その点が1点。

それから、私は黄色の政策を入れた部分に関しては、黄色の政策、アメリカだってカウンターサイクリカルペイメントをやっているんだから、やった方がいいということをしてたしかあれは麦委員会でしたか、でも主張していたんですが、黄色の政策を入れて、これ自体は結構なことだと私は思っておりますが、国際的な議論の場で、これはどのように御説明されるのかちょっとお伺いしたいということ。これが何点目になりましょうか。

それから、さらには産地づくり対策。この産地づくり対策、生産調整のシステムを継承したということで、これがなかなか担い手育成に結びつくのかどうか実はクエスチョンマークがあるんですが。これはあったんですが、私自身は。もしもお役所の方で産地づくり対策が稲作所得基盤確保対策等と結びつけて、担い手を育成したという事例、地域農業ビジョン、地域に任してその担い手を育成するんだということでスタートして、どの程度の

実績があるのかということ、もしも簡単に御説明できるのであるとすればお願いできればありがたいなと思っております。

以上でございます。

八木部会長 最初に、担い手の基準から黄色の施策まで、企画評価課長お願いします。

今井企画評価課長 まず担い手の対象者ですけれども、認定農業者とその規模の話については、認定農業者であって一定の経営規模を備えているものというふうに読んでいただければと思います。

2つ目の経営規模の拡大の取り扱いはどうなるのかということですが、先ほどもちょっと説明しましたけれども、今回の対策、日本型直接支払いと称する所以のところの一部になるわけですが、規模拡大をした場合に、それがうまく反映されるようにしていくというふうに考えておまして、参考資料の4の10ページのところに、先ほどは時間の関係で4の方には触れられませんでしたけれども、規模拡大をした場合に、その農地が対象になるというようなイメージがここに書いてありますので、後ほどこれを見ていただいて。さらにわからなければ、また後ほど。10ページです。あとは国際的、黄色の施策を組み合わせるということですが、その説明の仕方としては、我が国の固有の国内の生産事情があるということの説明していくということだと思います。

大泉委員 そういう話ではなくて、固有というのは。

今井企画評価課長 そこはどのくらいの率になるかということ、緑と黄色の比率ということ、先ほど言いましたように来年決めるということになりますので、それも見ながらということになります。

八木部会長 産地づくり対策の実績について、生産局の方からお願いします。

寺田農産調査官 生産局の農産振興課の寺田と申します。

産地づくり対策での担い手育成の事例でございますが、例えば今年のビジョン大賞を受賞されました滋賀県の五個荘地域水田農業推進協議会などでは、産地づくり交付金の中で「担い手協業化移行助成」というものをつくりまして取り組んでおるということで、特定農業団体の認定が平成15年はゼロだったところが、17年で12法人という形での活動が行われているところでございます。他の事例については、何らかの機会にお示ししていきたいと思っております。

八木部会長 それから、山田委員からも意見がありましたし、大泉委員からもありました、平成18年の検証のポイントのような点について、もし今事務局の方でお考えがあれ

ばちょっと御説明いただければと思います。

高橋計画課長 検証の進め方とかいろんな細かいことはあれしまして、一番根っこの話として申し上げれば、全体の需給ということもあるんですが、産地ごとの需給、要するに自分のところが今年これだけ余計つくって、来年これを持ち越したから、来年はその分調整するとか、そういう自律的な動きができるようになるということが大事なのではないか。まさに集荷円滑化対策で、豊作分を隔離して、ただそれが隔離し切れない部分は翌年、生産を減らすというのもそういうことですし、そういうことを主体的にできるかどうかというのが重要な点ではないかと思っております。

八木部会長 大泉委員。

大泉委員 もう1点だけ。今回の集荷円滑化対策で、全農県本部あたりだと県一本でやろうという話が出ていたりすることがあるんですけど、そういうことは県内での作況が違いますよね。どういうレベルで地域の自立的なということをお考えなんですか。やはり集荷円滑化対策をやるときは、これ作況ごとに違うわけですね。作況ごとに違う対応をするわけですね。ちょっと確認なんです。

高橋計画課長 あくまでも集荷円滑化対策は個々の農家レベルで、あなたの生産目標数量はこれぐらい。あなたの所属している、これは統計の地帯別の作況を使います。これだから、あなたの区分出荷量は幾らということ、あくまで個人のものを積み上げていきます。ただ、今申し上げたトータルとして、翌年に豊作の過剰分をこれだけ持ち越すからというのは、それは県単位で今我々がやっている配分のシステムではやっておりますけれども、そこを新しいシステムの中では、それは場合によってはJA単位で自主的に判断してもらうとか、そういうことは十分あり得ると思います。ただ、集荷円滑化対策の仕組みとしての積み上げは、あくまで生産者から積み上げていくんだろうと思っています。

大泉委員 基本は積み上げ。しかし、実際に発動するとなると、この辺は101だから1%だよという話に、これは指示がダウンしていきますよね。情報が。そうするとそれに従って個々人に割り当てるという話にはならないんですか。

高橋計画課長 集荷円滑化対策ではなくて、システムの。

大泉委員 集荷円滑化対策でいいんです。

高橋計画課長 集荷円滑化対策の方は、それはあくまで個人です。ただ、あなたの豊作による過剰分を算定するときの豊作分が作況にして101なのか103なのかというのは、これはちょっとデータ上、地帯区分のものしかないのだからそれを使うということです。

八木部会長 藤岡委員どうぞ。

藤岡委員 参考資料の6に17年産米の需給の関係についてあります。先ほど来山田委員からも質問がありましたが、いわゆる豊作以外の要因というのはありますね。ここに配分単収の設定水準が低いというふうなことが書かれてありますが、一番この需給対策で農家なり生産者団体なりのある種の数字の、いわゆる生産が終わって物ができてから配分水準が低かったと、こういうことは非常な信頼性を欠くんだと思っております。したがって、これは誤りだったと。配分の方法にミスがあったというふうに認めざるを得ないのではないかと思います。なぜかといいますと、17年産は確かに豊作であります、なかなか発表されている以上に荷が動かないというところを見ますと、非常に信憑性を欠くというのがあるんです。そういう意味でこういう配分の段階できちっとするならいいんですが、物ができてしまっただけからいわゆる配分水準が低かったと。私はこういうことは極力避けてもらわないと、今後ともこういう点に信頼性を欠くのではないかと思っております。

それともう一つは、確かに需給対策で過剰米というのが非常に論議されていますが、これは平成5年もそうですが、冷害で不足、あるいは凶作で米が不足する事態にならないとも限らないわけでありまして、異常気象が続いている中ですので。そういうときに万全の対策で米の安定供給をするという文言がきちっと盛られていないと、過剰米の対策はもちろん大事なんですが、そここのところもきちっと考えてもらいたいなと思っております。

それと、今度、国から県、県から市町村とこう配分のあれがおろされていくわけですが、一番問題なのは末端の市町村なりの段階で、きちっと国が考えている、あるいは今やろうとしていることが、国から県、県から市町村と行く段階で、はっきりそれがきちっと国の思惑どおり行っているのかどうかということです。16年あたりの地域ビジョンを立てるときにも、非常にそこに時間がかかったわけです。地元が納得するまで。そういう意味で、これはきちっとわかりやすい説明をすると同時に、早い段階で現場におろして、現場の人にいち早く納得してもらおうというシステムを今後考えてもらいたいなということを要望しておきます。

八木部会長 配分単収の設定については、前回の食糧部会で議論いたしまして、次年度から改善いただくという方向で取り組んでいただいているはずだと思います。不足に関しては備蓄米との関連もありますが、時間の関係もございまして、また後で事務局のほうから直接御説明いただきたいと思います。

予定の時間が参っておりますので、このあたりでよろしいでしょうか。米政策改革を巡

る当面の状況については、このあたりで終わらせていただきたいと思います。

米の先物取引に関するヒアリング

八木部会長 それでは、引き続き「米の先物取引に関するヒアリング」を行いたいと思います。

本日は、生産者団体並びに米穀小売業団体からそれぞれ代表者にお越しいただきましたので、御紹介申し上げます。

みやぎ登米農業協同組合・阿部長壽代表理事組合長です。

ホクレン農業協同組合連合会・森江義信米穀部長です。

日本米穀小売商業協同組合連合会・長谷部喜通理事長です。

各代表者の皆様には御多忙のところ御足労いただきまして、誠にありがとうございます。なお、本日は遅くとも 16 時には部会を終了したいと考えておりますので、誠に恐縮でございますが、御説明につきましてはできるだけ簡潔に、それぞれ 7、8 分以内程度でお願いいたします。その後、20 分程度の時間を設けて各委員と各代表の方との質疑に充てたいと思います。

では、まず阿部長壽代表理事組合長、よろしくお願いたします。

阿部代表理事組合長 宮城県の岩手県境から参りました組合長の阿部でございます。よろしくお願いたします。

八木部会長 どうぞ、お座りなさって。

阿部代表理事組合長 この方が楽でございますので。

米の先物取引市場という余り今まで私ども考えたことのないような問題を設定していただいて、正直言って大変戸惑っているわけでありまして。幾つかの点でちょっと私の見解を述べさせていただきます。

まず第 1 に、米の先物取引市場というのは、機関投資家にとっては、大量の売買が行われる大きな市場規模と流動性が高いことが一般に必要なだと言われておりまして、価格変動することがつまり投資の条件であるとも言われていると、このように私は認識をいたしております。

そして、米の先物取引市場における相場水準が、現物の価格形成、つまり価格形成センターの入札価格でございますが、これとの乖離があった場合には、その市場シグナルが需

給安定生産、あるいは流通している現在の米の生産現場及び流通段階で混乱を起こすことが懸念されるのではないかと、このようにまず第1に思います。

それから2つ目には、価格変動のリスクヘッジは、安定生産・供給という考え方で、米の安定生産、あるいは安定供給を目的とした生産調整なり、あるいは過剰米処理など需給安定対策に取り組んできております。また、担い手の確保、あるいは安全性・コスト低減などの水田農業生産システムづくりに今、一生懸命、農村は取り組んでいるところでございます。

こういう中で、投機的な価格変動シグナルにより生産現場及び流通段階が混乱することは、国の農業政策に従って取り組んできました水田農業生産システム、つまり生産調整なり過剰米処理、あるいは担い手育成・確保対策等が実は根本から私は崩れる恐れがあるのではないかと、このように現場からひしひしと思います。

それから3番目の視点は、生産現場の混乱によりまして、担い手政策や生産調整、あるいは過剰米処理など需給安定対策に支障を生じさせて、現在、国が打ち出しております食料・農業・農村基本計画に影響することが私は懸念される、このように思っております。したがって、農水省は、今回このようなヒアリングにお呼びいただいて大変戸惑っているわけですが、今なぜこの食糧部会において、米の先物取引市場開設について審議しているのか私は極めて理解に苦しんでおります。いわゆる現在の国の農政の展開と対照してみますと、極めて唐突な感じがしてなりません。正直言って理解に苦しんでおるところであります。

それから、リスクヘッジの取引に限定いたしましても、先々の価格の予想等の判断を間違えますと差損が発生可能性があるわけでありまして。協同組合でありますから、差損の発生はこれはすなわち組合員の損失につながるわけでありまして。

また、このリスクヘッジ取引から、投機的な先物取引に巻き込まれる可能性も想像されますので、農家経営なりJA経営へ及ぼす影響が大変懸念されるところでございます。こういったようなことから、JAは特に、あるいは農家もそうでありますが、リスクコントロールに振り回されて、肝心の担い手対策や水田農業生産対策に専念できなくなることも懸念される、このように思います。

最後になりますが、米の先物取引市場の開設によって、米流通はすべて国内で自由化ということになり国境措置が守れなくなることも私は懸念されるのではないかと、このように思っております。今WTOのいわゆる上限設定問題で大変日本政府が頑張っているところ

でございますが、こういう国境措置にも影響を及ぼしてくるのではないかと思います。いわゆる国内の主張の論拠がなくなってくる、このように思います。

以上のことから、先物取引市場開設は国民の主食である米の国内安定生産、あるいは供給という見地からも私はなじまないのではないかと。生産の現場から率直にそのように思います。したがって、このような米の先物取引市場開設には私は賛成するわけにはいかない、このように思って、このことを主張したくて実は本日参りました。よろしくひとつ御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

八木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして森江義信米穀部長、よろしく願いいたします。

森江米穀部長 北海道ホクレンで米穀を担当しています森江と言います。よろしく願いします。

初めに、JAグループの北海道としてどのような決議をこの先物取引について……

八木部会長 どうぞ、着席されて。

森江米穀部長 いえ、私も立ちますので。

本年の7月22日に、北海道のJAグループとして、この先物についての反対を決議してございます。その理由ですが、申しわけありません、資料はございませんのでお許しをお願いします。その理由としては大きく3点ございます。1点目は、現在、農水省及び関係団体が透明かつ公正な価格形成や安定化に向けて努力している。現状において、先物市場の開設は価格形成や取引において混乱させる恐れがあるということで、反対である。

2点目は、現在の先物市場は価格変動を前提として成立しているものであり、先物市場の活性化を目指す方向と米価格の安定維持を目指す我々の方向とは進むべき方向が全く違うということで、2点目として反対でございます。

3点目でありますが、将来において水田農業の構造改革が進み、価格動向等によって米の作付が自由にできますよというような経営体が変われば、全く自由になれば、当然先物ですから、市場シグナルになるのではないかと判断もできますが、日本の今の稲作、北海道の稲作からいけば、集団的な水利用を前提として細かな水田農業になってございますので、それら零細な生産構造を有する水田農業の構造改革がこの先進んでいけば、そういう将来もあるのではないかとございまして、現状は、そういう実態からして、開設には反対するというのがJAグループ北海道の考え方でございます。

次に、今日は貴重な機会を与えていただきましたので、地域の生産者団体の立場として

若干意見を述べさせていただきたいと思います。

私どもホクレンは、御承知のとおり、小豆の買い取り品のリスクヘッジに先物取引を利用してございます。なぜ小豆が利用できて米はだめなのかということでございますが、前段でも若干言いましたが、現行の食糧法は需給と価格の安定を掲げ、昨年からも新たな需給システムに移行するなど、現状は官民挙げてその需給の均衡化に向けて努力している、推進している最中でございます。そういった中で価格変動を前提とした先物市場を開設することは、現状ではミスマッチではないか。これは大混乱を招くことになるのではないかとということで、したがって賛同でき得ないということでございます。

次に、じゃあどういふことがあるんだということでございますが、米の価格センターの充実について、何とか乗り切ることができないのかというのが私の考えでございます。御承知のように全農秋田問題が引き金となりまして、一部、今年見直し、センターの取引の内容が変わってございます。ただ、変わっても売り手の上場義務がなされるなど、また逆戻りした部分もございますが、現状では非常に卸側も産地側も問題があるという認識をしてございます。

どういふところに問題があるのかといひますと、例えば今年みたいな豊作時、現行のセンターの状況を見ますと、買い手に応札義務がありませんから、一方的に産地がギブでどんどん上場していく。そして卸は、実需者は末端から拾うということで、不落がどんどんできていって、そして価格がどんどん下がっていくというような、言ってみれば過剰時、ダブついたときには全く機能しないのではないかとということが問題だと思っております。

こういう問題を解決するには、やはり売り手と買い手それぞれが納得した形にしていかなければならないのではないかと。非常に状況としてこれまでの中身を見ていきますと、いろんな過剰時には問題、対等時には問題とありますが、ここのセンターを何とか充実させることによって、まだまだいい取引ができていくのではないかと。それには去年もずっとプロジェクトをつくって検討してございますが、さらに検討を深めて、センターの再構築は先物より先に行うべきではないかと、私はそんなふうに思います。

それで若干産地の話もしたいんですが、あと少々で終わります。今年の北海道の状況でございますが、作況が109ということで豊作模様でございます。現行、集荷、販売に努力しているところでございますが、現在の段階で30万トンほど集荷がなされてございます。既に10万トンほど契約ができて、そのうち3万トン販売されているということで、極めて順調な動きになってございます。

その中で特筆したいというか本日申し上げたいのは、今年から特定契約というのを導入してございます。これは卸さん、実需者さん、それから産地と三者契約によって価格の固定したもの、もう一つはセンターの市場価格に連動したものの、この2つがでございます。この2つをつくりながら、やはり我々も実需者も卸も価格は安定して原料は固定された方がいいというようなことで、これがどんどん進みまして、北海道としては10万トンほど今年契約をする見込みでございます。全農の報告では、まだきちっとした積み上げはできていませんが、大体30万トンぐらいの特定契約が17年であるんじゃないか。18年では100万トンほどやっていきたい。北海道も20万トン程度にしたいというふうに思っております。

したがって、この特定契約なるものからすると実需者も卸も産地も、やはり価格は安定した方がいい、安定した原料を使っていきたいということの表れではないかということでございます。したがってセンターも、こういった取り組みを交えながらこれからの運営を考えていってはどうか。こういうところまでセンターが、きめ細かな契約行為の中身に入って来るということも必要ではないか。そういった意味でよりセンターを充実してほしいなということを思っております。

最後になりますが、今非常に米流通が混乱してございます。我々も産地も卸さんも極めて苦労しているんじゃないかと思えます。そういった中で先物市場を開設するということは、さらにまた一歩混乱してくるのではないかと思われますので、我々としてはそういう混乱を増幅させるようなことは、産地としては今すべきではないと判断しますので、開設は反対ということで私のお話を終わらせていただきます。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして長谷部喜通理事長、よろしく願いいたします。

長谷部理事長 御紹介いただきました日米連・長谷部でございます。よろしく願いいたします。

本日は、米先物取引市場の創設についてでございますが、私の場合はお手元にお配りしております資料によって説明させていただきます。私は座って説明させていただきます。

農林水産省初め委員の各位には、日ごろから私ども業界の円滑な運営、また様々な角度から御指導、御支援をいただいておりますことに、まずもって御礼を申し上げます。

委員の皆様の中には、私どもの業界を御存じでない方もおられると思っておりますので、大変貴重な時間ですが、少し自己紹介をさせていただきたいと思っております。

さて、経済産業省の商業統計によりますと、現在、米の専門小売店は全国で約2万業者強と言われております。このうち、私どもの組合員は約3分の1の組織率で、約八千数百名となっております。

皆様方御存じのとおり、戦前、戦後にわたって続いた食糧法にかわって、平成7年に食糧法が施行されたもとで、制度のねらいどおりと申しますか、大幅な規制緩和が行われ、その結果、業者数が異常にふえております。また、そういう関係でもうからないということがありまして、転廃業が進んで業者が減っているのが現状であります。また、農家の直売が増大し、さらに量販店等の安売り合戦等大きな変化の中で、専門小売業界はあらゆる荒波にさらされてきております。

そうした中で、我々としては、ただ手をこまねいているだけではなく、少しでも業界が活性化するよう、平成14年度から産地ブランド米とあわせて専門職の技を生かした良食味ブレンド米の普及・促進の足がかりにするねらいで、「お米マイスター認定試験制度」を立ち上げたところであります。

我々の業界も、まだまだ捨てたものではなく「元気でやる気のある者・やり手の者」がこの試験に多く挑戦し、知識編の「三ツ星お米マイスター」が、現在、全国で3700名います。また、この中から技能編としての「五ツ星お米マイスター」を約220名認定したところでございます。

さらに、今年は、農林水産省の支援により「お米マイスター」を米の消費拡大の伝道師的な役割として活用するために「親子お米クラブ事業(親子お米・ごはん寺子屋)」と申しますか、及び消費者に対するお米・ごはんに係る情報発信事業等の実施に鋭意取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、今後、高齢化社会が一層進む中で、専門小売店の持ち味である対面対話の販売、また情報の直接伝達、配達機能を生かしつつ、やる気ある人を対象に業界が少しでも活性化するよう「お米マイスター認定・ネットワーク事業」を核として各事業に鋭意努力しているところであります。

さて、本題の「米先物取引市場創設構想」についてですが、この先物取引については私たちも全く関係がないわけではございませんので、当業界も経済評論家の島実蔵氏からの講演を聞いたり、役員勉強会を実施したりしてまいりました。現下の専門小売業界の事情を勘案すると、仮に市場を開設されても、特別のものを除いては取引の参加者は少ないのではないかと想像しております。

しかし、現物取引に係る当業者としましては、本件市場は開設されれば、現物取引価格等にどのような影響が出てくるのか、大きな期待と不安を込めての関心は高いものがあります。

米先物取引市場の創設は、古くは江戸時代、18世紀だそうですが、それから昭和14年の戦時下の経済統制で打ち切りになるまで長く続いた、いわゆる2世紀にわたっての歴史と実績もあります。

したがって、全く規制のない自由取引時代になれば現物市場に係る当業者の場合、基本的には「リスクヘッジ」を前提とする機能・機関として大いに有効活用することは大切なことだと考えております。

しかしながら、相場は純粋に「リスクヘッジ」をしようとする者だけでは成立せず、やはり一般投資家が入って来ることとなります。我々としては、現物市場の当業者として本来の米販売業の安定かつ着実な経営方針のもとで、あくまで一般投資家の立場に立つことなく、「リスクヘッジ」をする立場での取引参加をすることが大変重要な課題であると考えます。

少し具体的な点になりますが、現在の「米先物市場設計案」による場合、他の上場商品で見られるような現物市場価格と全く関係のない値動きとなる仕手戦のような事態が生じることが当然懸念されますが、この場合、証拠金の増額はもとより値幅制限縮小、建玉制限等の措置で十分に対処できるものなのか、また、このような事態が発生することにより現物市場に係る当業者は不安と先物市場に対する疑心暗鬼ムードが生じることも考えられます。

いずれにいたしましても、基本的には、教科書どおり現物市場と先物市場の相場が概ね似たような値動き（ただし、現物価格は、その時点における現物の取引価格であるのに対し、先物価格は、将来を予想した価格であることから完全に一致することは基本的にはないと思いますが、最終決済日近くになれば一般的には当然収斂されることが教科書の考え方）になることを期待いたします。

したがって、本市場開設の場合は、おおむね教科書どおりの適正な価格形成が期待できる、市場管理運営措置をとることが大切ではないかと思えます。

以上のような中で、米先物市場と生産調整等農政上の諸措置とは矛盾しないとする考え方はあるものの、私は、改正食糧法が施行され一層規制緩和が進んだ制度運営にはなりませんが、米の需給と価格の安定を図るという法律の目的のもとで、川上サイド主体にまだ

まだ規制があり、また、生産なり需給の情報が特に特定のところに偏ること等を勘案すると、現時点においては、完全に自由取引時代に移行したと見ることは時期尚早でないかと思えます。特に、国の指導による生産調整があり、相当程度の規模での国による売買行為がある中で、インサイダー取引の懸念はないのか、また、それに対する規制はどうなるのかという点が心配されます。

しかし、必ずしも米先物市場の機能なり必要性を否定するものではなく、食糧法運営の推移なりその運用いかんによっては、適時適切な米取引の市場開設を期待いたします。

なお、関連してコメ価格センターが創設され早や 15 年のもとの、過般の残念な米架空取引事件が発生したことなり、また、本来のねらいであるより一層市場実勢を反映した指標価格形成を図ること等を勘案して、入札ルールの改善が行われ、平成 17 年産米入札から本格的に実施されていますが、いずれにいたしましても、現物市場の関係者は何としても一年一作のもとの米の安定的な数量・価格による円滑な取引を望んでいます。

このようなことから、まさに公正・中立な価格形成を通じた需給の安定が重要であり、したがって、コメ価格センター入札の役割は大変大きく、当面、この制度の一層の成熟が関係者から期待されている喫緊の課題と考えております。

先物については大変未熟でございますが、以上述べさせていただきます。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの各代表者からのお話に関しまして、どなたからでも結構ですので、御質問等ありましたらお願いします。

最初に、私の方からちょっと 1 点だけよろしいでしょうか。みやぎ登米農協の阿部組合長さんの 3 番目の意見の下の 2 行のところで、食糧部会について書かれておりますが、御説明したいと思いますが、市場開設について審議しているということではなくて、米の先物市場が米政策改革の推進やこれからの米の需給、価格形成にどのような意義や問題があるのか、その点の論点を深めるために、多くの関係者の方々から御意見を伺っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

阿部代表理事組合長 よろしいでしょうか。よくわかりました。実は八木先生がこの基本計画を御答申なさった審議会長さんでいらっしゃると思いますので、その先生のもとで、また先物取引を審議されるということで、ますます矛盾を感じたものですから。よくわかりました。どうもありがとうございました。

八木部会長 山田委員どうぞ。

山田委員 私の方からまず1つ目は、阿部組合長さんにお尋ねしたいんですが、先ほど御意見を述べられたときに、このお手元のお持ちになられました資料の4番で、「投機的な先物取引に巻き込まれる可能性がある」というふうにおっしゃったわけでありまして。この点は前のこのヒアリングの場でも、竹内委員の方からもそれに似た御発言があったかということでありまして、私これは11月3日、つい最近の朝日新聞の社説を見させてもらったわけでありまして、日ごろ朝日の社説はなかなか厳しいわけでありまして、この先物取引に関する記事はまことに適切であり、「独立したお目付け役を」というふうに書いてありますが、要は「商品先物取引でまた不正が明るみに出た。愛知県警に社長ら4人の幹部が逮捕されたのは「グローバリー」である」ということから始まりまして、「信用が財産のはずなのに、規律の低さは目を覆うばかりだ」、そして、「手数料で稼ぐ業界には「客殺し」という隠語さえある。農林水産省の8年前の調査では、客の8割が損をしていた。そうした現実を見据えるべきだと考える」ということがあるわけで、まさに組合長さんおっしゃったとおりだというふうに思っております。ぜひその部分について、改めてここにあります危機感が御意見としていただければお聞きしたいというふうに思いました。

2つ目は、森江部長さんであります。小豆の取引に触れられたと思いますが、小豆は今先物取引市場で商品取引されておるわけですが、この国産小豆の取り扱いが一体どんな状況になっているのか。生産並びに販売も行っておられるホクレン、国産小豆のまさに産地であります。そうした生産並びにホクレンのサイドとして、果たしてこれは機能しているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3つ目は、農水省に聞いておきたいわけで、今日時間がなければ改めていつかの機会に御報告いただきたいと思っております。アメリカは農産物のまさに先物取引を行っているわけで、東穀の理事長さんも、アメリカはちゃんとやっているというお話があって、何の問題もないぞということだったかと思っておりますが、アメリカでも生産者の先物取引への参加は極めて少ないというふうに聞いているんですが、その実態をお聞かせ願いたいというふうに思っています。とりわけ、アメリカはマーケットローンがあるわけですね。それに価格変動補給直接支払ですか、さらに目標価格に対する不足払いという、要は所得を安定させるための仕組みを制度として持っているわけでありまして。市場がどういう価格形成をしようが、生産に対する所得確保の仕組みを持っているわけです。

御案内のとおり、日本は、先ほど、新たな需給システムをつくるという紙を見せてもらいましたけれども、新たな需給システムは情報を伝えて生産者に生産してもらおう、この仕

組みだけなわけですね。もちろん国境措置はあります。それから生産者の計画生産が命なわけです。それ以外の若干「ならし」という補填の仕組みを持ってありますが、アメリカのような仕組みは到底持ち切れていないわけであります。この状況の中でも、先物取引の議論が必要なのか。先物取引が必要だということでこのことを議論しているのかどうか。これは阿部組合長さんの先ほどのお話とも関連いたしますが、私もそう思いますので、次回でも結構でありますから、その点について御意見をいただきたいと思います。

八木部会長 それでは、委員の方から御意見いただいて、時間の関係もございまして、一括してまた代表者の方々からお話をいただきたいと思います。竹内委員、加倉井委員、大蔵委員、大泉委員という順番で。時間が非常に限られておりますので、簡潔にお願いします。

竹内委員 山田さんが私の名前を引用していただいたので感謝しておりますが、私の考え方を申し上げる、つまりここで審議するというよりは、今日はヒアリングですので。御質問したいことはいっぱいありますが、一つぜひお考えいただきたいなど。今日御返事は結構なんです。

私自身は、いろいろな商品、ほとんど大量のある程度の量があって質が似ているもの、石油、農産物、貴金属等。これらの流通の分野で先物市場が価格を乱高下させる要因であるからやめるべきだという議論は、恐らく世界中ないと思います。

今日のお話をお伺いしていると、乱高下の原因だから生産に及ぼす影響が大きいんじゃないかというようになっていますが、生産調整は必要ですからしっかりやっているのに、それに悪影響があるのかどうか。生産調整で一番有名なのはOPECです。OPECは生産調整を強力な仕組みでやっています。石油の先物市場とは全く矛盾していません。シカゴ相場が世界の穀物相場の最大であることは御存じのとおりです。ここで先物市場は十分成り立っています。しばしば生産調整もアメリカで行われています。

ですから、ちょっと私はこの投機に対する怖さということが念頭にあって、そういう議論が行われているのかなと。市場があると流通でどういう流通にいい効果があるのかと。必ずいい効果があるから、世界中先物市場が行われています。

それと、参加者がしばしばひどい目に遭うと。そこで悪いことを行う人がいると。それについては自己責任とはいえ、一番大事なのはリスクコントロールをどうしていくかということ。ですから、別の課題は大いにあります。悪いことをする場合にはペナルティー、ルールを透明にしてピシッとやるということで、世界中ワークしているのです。私はどうも、

この先物市場の存在が悪の根源である、価格の乱高下という効果をもたらすから、というのはどうか。しかしよく言われているのは、思惑の世界、つまり先行きに対する見通しは人によって違いますから、情報をさんざん研究して、その結果としていろいろな見方の集約点が生きてくる。ところが、情報が共有でないとトイレトペーパーにしても、15年産米にしても、非常に一部の思惑が先行して、それで乱高下の原因になっているという例がよく紹介されるので、その辺をビジネスとしてはまずは流通でお考えいただきたい。流通がよくなれば、必ず生産にいい影響を及ぼすということではないかと思われまので。

ちょっと今日は審議する場ではないそうですので。私ももう少し考えますけれども、今日の皆さんもまた戻って議論していただければありがたいなと思います。ちょっとノミネートされたものですから、少ししゃべらせていただきました。

八木部会長 加倉井委員どうぞ。

加倉井委員 時間がないようなので、簡単に伺います。私は農家の立場から見て、先物価格というのは非常に大事な必要なものではないか。農家にとってプラスになるんじゃないかという気持ちで最初からおりましたので、具体的に伺いますけど、現物価格と先物価格は、現物を引き渡すときには完全に一致します。一致しないということがあったらそれはもう既におかしい。そんなことはないだろうと思うんです。

まず一つの質問、簡単な質問をします。リスクヘッジということなんですが、これをやさしく言いかえますと、値段が下がるのに農家は損をしないで済むという。まあ得もしないんだけど。そっちは別として、わかりやすく言うと、価格が下がるのに農家が損をしないで済むのが先物で、ヘッジするということなんですね。これはプラスになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

もう一つは、先行価格という言い方をしますが、農家が米を作るか、大豆をつくるか、小麦を作るか、いろんなことをシーズンの初めに考えますよね。そのときに何をもちょうと考えるかという、先の見通し、価格の見通しだと思うんです。つまり経営計画を立てる人は必ず先に、どういう値段があるんだろうかという見通しを立てるだろうと思うんですね。そのシグナルになるのにこの先物価格ぐらい便利なものはないだろうと私は思っているんですが、それが農家のためにならないというのはどういうことなのか、ちょっとその辺が実は時間があつたらいろいろ伺いたい。特に阿部さんに伺いたいんですけども。

八木部会長 大蔵委員どうぞ。

大蔵委員 山田委員と重複するところがございますけれども、生産者団体といたしまし

ては、現時点では米の先物開設市場には反対でございます。それで農水省に一言申し上げたいんですけども、米の先物市場開設では、メリットを受けないどころか混乱するだけで、生産者をいたずらに、先ほどおっしゃっていましたが、巻き込むだけだと思います。生産者が安心して米を作れることが一番でございます。米の価格が下落し続け、農家の所得、経営の安定が懸念されることを解決する政策こそ、検討すべきではないかと思いません。

生産者は、水田農業の構造改革を基本理念として、売れる米づくり、産地づくりとあわせて、地域の実態に即した担い手づくりを懸命に努力を重ねております。しかし現在の米価は常に低迷しており、19年度からの品目横断的経営安定対策の導入などによりまして、大きな変化をする時期でございます。なぜ営農現場に混乱をもたらしかねない先物市場を検討俎上に上げようとするのか、理解に苦しみます。

また、今までの食糧部会の議論でありましたが、アメリカの事例なども出ておりましたが、アメリカの場合はきちんとした所得補償政策が別のものとしてしっかりできております。日本の場合、米の価格が長期に下落する状況の中で、現行の稲作所得基盤確保対策関係では米価の長期低落を下支えする方策は見出されていません。価格の下落など計画生産を実施する担い手の最低限の所得確保の仕組みを検討することこそ、ぜひ必要ではないかと思っております。

以上でございます。

八木部会長 大泉委員どうぞ。

予定の時間を過ぎておりますけれども、しばらく時間をいただいて続けたいと思います。

大泉委員 簡単に質問いたします。お三方の今日の御発言を私なりに整理させていただきますと、およそ3つ。1つは価格形成の混乱がある。現物市場がありながらさらに先物市場をするということになると、それに対する影響力が甚大だというお話がある。

それから、2つ目は先物システムの問題。これは長谷部理事長もおっしゃったことですが、だれが運営するのかという問題ですね。仕手戦で混乱していくという運営上の問題もこれあるかと思えます。

3つ目が、米の作付けが自由になっていないのに先物を入れる根拠というのは一体どういうことなんだ。例えば農水省の政策は現物価格、価格センターの価格を基準にしてやられているじゃないか。それが違った価格だとどうなのか。これは1番目とリンクするわけですが、米の作付けが自由になっていないという話がある。

それで、ホクレンの森江さんにお伺いしたいのは、現物市場の充実というのは、もう一つ先物市場があって、バイで両方で存在することによって、お互い健全になるという発想はないのかどうか。これは小豆をおやりになっていて、その辺はどういうふうにお感じになっているのかということです。

御承知のように、現物市場も犯罪があって正常化するみたいな、ある種異常なところがあるわけですね。そういったことから、バイというか両方あることが逆に健全なことなのか、あるいはそれは逆に相殺して混乱するのかというあたりが一つ。

それから、阿部組合長には、これは混乱だとか、恐れだとか、懸念だとかということがいろいろ書かれているんですけども、とすると農協にとって全くメリットがないということなのか、あるいは何かはあるのか。あることを考えられていて、それで、いや混乱の方が大きいからやめろという話なのか、あるいはメリットがあるというふうに考えられているのか。

それから、長谷部理事長には、これは機能としてはいいんだということをおっしゃっておられるんだけど、とするとこれは運営主体の問題で、だったらどういう運営主体ならいいのか。国がきっちり管理するとか、今の現実にある運営主体と想定されているところがよくないということなのか。そこまでおっしゃらなくても結構ですけども、そういったことをお伺いしたいと思います。

八木部会長 それでは、今委員の方から幾つかの質問も出ておりますので、阿部さん、森江さん、長谷部さんという順番でお答えいただければと思います。

阿部代表理事組合長 大泉先生の方から、最後から。農協にメリットがないのかということなんですけれども、実はそういうことはまだ考えていません。先物取引というのは果たしてどうなるのかも実は十分承知しておりません。私どもはそうではなくて、いわゆる米については安定生産をする、そして消費者に安定供給していく、それが農協の社会的責任だと思っているんです。そういう立場で、いわゆる担い手の確保の問題なり、生産調整なり、あるいは過剰米処理。今年も過剰米処理につきましては、農家割り当てを終了しました。私の方は101でございましたので、過剰米処理をやらなければなりませんので。

そういうふうにして、整然と国の政策下の中で秩序ある生産システムをつくっているわけですよ。そして、米については安定して生産して、そして消費者に供給していく。そういう役割は本質的に農協協同組合にはあるという考え方でありますので。それが別なサイドから価格操作が行われていたら、これは語弊がありますが、いわゆる投機筋の思惑もあ

った中で価格が変動してくるということがあるとすれば、これは生産現場としては大変に困る問題であります。大変困る問題でありまして、もし仮に完全に国内の米政策は自由化で、もう何にもないと、これはなすがままであるという状態下であれば、あるいは意味があるかもしれませんが。現場においては全くそういうことを考える余地はありませんし、農協にメリットがあるとは考えておりません。

先ほどどなたからか質問がありましたけれども、農協は原則は組合員の米の受託販売ですので、もし先物取引市場において損害が発生した場合は、それはすべて組合員の損害になってまいります。これは協同組合の原則でございます。ですから、そういう取引市場が導入された場合には、農協はリスクコントロールをどうするかということを真っ先に考えなければなりません。技術的にも人的にも、このリスクコントロール対策というものを最優先にしなければなりません。損害を防ぐためには、そうすると本来、先ほど言った安定生産、そして消費者への供給という任務を果たすべき、あるいは担い手の育成、そちらに専念する余裕がなくなってしまう。そういうことも考えられるわけですよ。ですので、そういう生産現場の実情というものをもう少し私は認識して議論してほしいと、このように思います。

それから、加倉井先生にはちょっと私も理解に苦しむんですけれども、先物取引は値下がり下において農家の損をしないで済むシステムなんだよという、今解説をいただきました。それはどういう論拠に基づくものなんでしょうか。大変不勉強で申しわけない。それからもう一つは、こういう市場シグナルというものが、むしろ農家の生産販売の役に立つんだという話もちょうだいしましたけど、これも大変不勉強なんですけれども、今後一つ勉強してみなければいけないと思っているんですけれども、正直言いまして今の段階ではちょっと理解できない、このように存じます。

以上でございます。

森江米穀部長 ほとんど阿部組合長が言ってしまったので、私からは、先物市場の機能のリスクヘッジについては当然認めていますし、前段で話したように、全体が全部自由で面積も制約も何もなくてやるのであれば、当然こういうものは絶対必要だと思っています。ただ、今はすべて制度の中で、申し合わせの中で動いておるということでありますので、そこがある限り、やれませんかと言っているだけで、この制度は十分理解しているつもりです。

以上です。

長谷部理事長 大泉先生からの御質問でございますが、ちょっと玉虫色みたいに聞こえるかもしれませんが、これが自由市場であれば私は別に構わないと思うんですけども、現在、国の方で100万トンをめどにした備蓄制度が行われて、回転備蓄でございますので、そういうお米の売り買いも出てくるわけでございますし、いわゆる生産調整いろいろやっている中で、こういう先物が入ってきて、うまくいくのかどうかということの懸念があるわけです。結局、先ほどから申し上げましたように、そういう懸念が払拭されれば、私はこの市場活性化といいますか、いろんな面での情報が出てきてよしいのではないかと思います。

それと、先ほどの政府米が出たりどうしたりしたときに、インサイダー取引のようなものも生まれてこないか。そういうものがまだ整備されていないと思います。それとせっかく今価格形成センターを立ち上げて、いわゆるニーズに沿った価格を形成しようということで努力されている中で、我々業者としては、まずこれを健全なものにしてからそれで始めるべきじゃないかということで、賛成な面もありますけれども、やはり賛成するには注文もつけたいということでございます。

八木部会長 最後に、立花委員どうぞ。

立花委員 今日お話を伺っていると、テレビの水戸黄門あるいは大岡越前によく出てくる、悪代官と悪徳商人といいましょうか、米の取引に携っている関係者をそうしたイメージで捉えているかな、という印象をもって話を聞かせていただきました。確かにそういう面が全くないとは私も100%否定できませんけど、もう少し冷静に見る必要があるんじゃないかということをお話を伺いながら感じたんです。

例えば全農秋田のケースのときに、農協の方々は農家から一定の仮払金で米の販売委託を受けて、結局市況がそれよりも値段が下がった場合のリスクを一体だれがとるのかと、そういう問題に全農秋田の方々は直面されて非常に苦労されたんだと思うんですね。米の価格が、かつてのように政府が決めて年間一本でというのだったら全くリスクはありませんから、先物市場なんか全く必要ないと思うんですが、今日の農水省の参考資料8にありますとおり、毎年、8月の下旬から翌年の6月までということで、これだけの大きないろいろ変動がある中で、米は作っているだけではなくて、食べていただいて完結するんだとすれば、米の安定供給、安定生産はもちろん大事ですけども、やはり米の流通を担っている流通業者の方々、あるいはそれを扱っている加工業者の方々、そういった方々が価格変動に伴うリスクをどうやってヘッジしていくか、そういったことまで考えていかないと、

単に米の生産・安定供給を実現するためには、農家側、生産者だけのお考えだけではなくて、流通サイドの方と車の両輪でこれは回っていくわけでしょうから、価格変動が不可避だという前提に立った場合に、そこら辺まで睨んでどうやってリスクをヘッジしていくのかという点に、お互い生産者の方も流通加工業界の方々も知恵を絞っていかないと、どちらか一方的にだれかにしわを寄せていっても、なかなかそれはシステムとしては持続しないのではないかとこのことをちょっと話を伺いながら感じた次第でございます。

どうもありがとうございます。

八木部会長 阿部さんどうぞ。

阿部代表理事組合長 ただいま秋田のお話をされましたけれども、このことに対しては私どもは全く反論がありませんが、ただ、あのケースは事件であります。刑事事件であります。そう一般にあるものではありません。そのことだけは一つそのようにとらえていただきたい。すべてあの事件が、ああいうケースがすべて米の世界の当たり前の話だととらえられれば、これは大変な問題であります。あれはまさに刑事事件であります。そのようにとらえてもらいたいと思います。

それから、生産・流通を考えない生産側の主張だけではいかなものかというわけですが、私はそうは思っていません。やはり安定生産、安定供給、そして価格については現物市場で需要と供給の関係で今決められているんですよ。流通の意味も十分反映されているわけです。ですから、そういう機能を充実していくことで、私は米の世界は当面十分ではないかと、こういう見解なんであります。どうぞ一つ御理解いただきたい。いわゆる先物まで導入する必要はあえてないのではないかと、このように思います。

八木部会長 森江さん。恐縮ですが、簡潔にお願いします。

森江米穀部長 価格の面ですけれども、仮渡金の話を今立花委員さんおっしゃったと思うんですけど、農産物は売れてから生産していくというのが基本でございます。それを売れる前に90%、95%払ってしまうという方がおかしいのではないかと。そこに問題があると、そういうことだと私は思っておりますので。

八木部会長 それでは、予定の時間もかなり過ぎておりますので、本日のヒアリングにつきましては、このあたりで終了したいと思います。

阿部長壽代表理事組合長、森江義信米穀部長、長谷部喜通理事長には、本日はどうもありがとうございました。

どうぞ御退席ください。

なお、米の先物取引に関するヒアリングにつきましては、次回は米穀卸売業団体、外食産業団体、消費者団体からお話を伺いたいと思いますので、事務局においては準備をお願いいたします。

最後になりましたが、本日の議事につきましては、議事録として整理し、公表することになります。その整理につきましては私に一任願いたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

次回の食糧部会につきましては、11月下旬の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては皆様の御都合をお伺いした上で、追って御連絡申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉 会